

予防安全性能評価の試験方法の変更について

予防安全性能評価の試験方法について、以下の変更を実施することとしたい。

(1) 気象条件の気温について【AEBS[対車両]、AEBS[対歩行者]】

現行の気象条件のうち気温について、 $5^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ を $0^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ （ただし 5°C を下回った場合は行わないことができる。）に変更する。

理由：気温が 5°C を下回った場合でも、メーカーが試験車両の制動能力に影響がないと判断した場合は試験を実施できるようにすることにより、試験の実施の効率化を図るため。

(2) 試験直前の暖機走行について【AEBS[対車両]、AEBS[対歩行者]】

試験直前に実施する暖機走行は、「 64km/h まで加速してから 3.7m/s^2 の減速度が発生するようにブレーキを操作して停止させる作業」を「原則35回行う。ただし、試験自動車の制動装置の状態に応じて50回まで行うことができる。」とされているところ、50回まで行える試験自動車の状態を、「すり合わせ走行から試験実施までの期間が2週間を超えている場合」に限定する。

理由：暖機走行を50回まで行える試験自動車の状態を明確化するため。

(3) 事前データについて【AEBS[対車両]】

各試験速度における試験について、複数回の試験実施が必要かどうかを確認する必要があるとメーカーが判断した場合には、試験結果と比較するための事前データをメーカーが提出できるとされているところ、この事前データは試験方法で定められた条件で計測を行った結果得られたものであることが確認できる場合のみ有効であることを記載する。

理由：事前データが、試験方法で定められた条件で計測されていない場合があったことから、その要件の明確化を行う。

(4) 試験の実施順序について【AEBS[対歩行者]】

試験の実施順序について、効率的に実施できると判断される場合は変更できるものとする。

理由：試験のうち、遮蔽車両の影による影響を受けやすい方法で実施することがあることから、順序を変えて日の高いうちに実施できるようにする。